

安全報告書

令和5年度(2023年度)版



令和6年(2024年)9月

宇都宮市, 芳賀町

目次

1. はじめに	2
2. 基本方針と安全重点施策	4
(1) 基本方針	4
(2) 安全重点施策	4
3. 安全管理体制	6
(1) 安全管理に関する組織体系図	6
(2) 安全管理に関する会議体制等	7
(3) 運輸安全マネジメント制度への対応	7
(4) 運輸安全マネジメントサイクルの実践	8
4. 輸送の安全を確保するための研修等の実施	9
5. 軌道事故等の発生状況	10
(1) 運転事故	10
(2) 災害	10
(3) 輸送障害	10
6. 安全対策の徹底のための取組	11
(1) 交通事故防止対策会議	11
(2) ライトラインの維持向上に係る有識者会議	12
7. 交通ルールの普及啓発	13
8. ご利用の皆様への安全性・利便性向上に向けた取組	15



芳賀・宇都宮 LRT
Haga Utsunomiya LRT

1. はじめに

ライトラインは2023年8月26日の開業以来、通勤・通学をはじめ、ショッピングなどの日常利用のほか、観光などの目的でたくさんの方々にご利用いただいております。

ライトラインの整備にあたりましては、軌道整備事業者である宇都宮市・芳賀町におきまして、全国初の全線新設による本格的なLRTとして、軌道や停留場、電気・通信設備、橋りょうなど、様々な工種の工事を実施してきたほか、鬼怒通区間への右直分離方式によるライトライン用信号機の設置や、学校周辺の交差点改良、防護柵の設置など、全線にわたり、様々な安全対策を行ってまいりました。

さらには、軌道運送事業者である宇都宮ライトレール株式会社と連携しながら試運転を実施し、軌道施設等の安全性を確認するとともに、安全管理規程をはじめとする各種規程の整備や、災害等発生時の応急体制の構築などを行い、万全の態勢で開業を迎える準備を進めてまいりました。

開業後におきましては、軌道施設の巡視や車両の点検などの日常的な維持管理について、施設を正常に保持し、輸送の安全確保を正確かつ迅速に行うため、軌道運送事業者である宇都宮ライトレール株式会社に委託するとともに、交通事業者などの関係機関と連携しながら、自動車の軌道施設内への誤進入防止などの安全対策工事を実施したほか、事故・災害時における応急対応を的確に実施しております。

このことに加え、軌道施設や車両の長期的な維持管理を見据え、車輪やレールの摩耗状況等のモニタリングに取り組むとともに、鉄道事業に係る有識者に、より安全で効果的な維持管理の在り方についてご意見をいただくなど、将来にわたって安全・安心な運送を確保するために必要な取組を実施しているところであります。

今後も引き続き、安全・安心な輸送を確保するための取組に全力で取り組んでまいります。

軌道整備事業者 宇都宮市長 佐藤 栄一
芳賀町長 大関 一雄

【参考】 軌道整備事業者としての安全に関する責任

ライトラインは、将来にわたり、効率的・安定的な運営を確保できるよう、「公設型上下分離方式」を採用し、宇都宮市及び芳賀町が軌道整備事業者として、軌道施設や車両を整備・保有し、日々の安心・安全な運行を支えるための維持管理の責任を有し、「軌道運送事業者」である宇都宮ライトレール株式会社がそれら軌道施設等を借り受けて運送事業を行っています。

●事業スキームの概念図



2. 基本方針と安全重点施策

軌道整備事業を安全・安心に実施するため、2018年1月に鉄道事業法及び軌道法に基づく、「宇都宮市軌道整備事業安全管理規程」及び「芳賀町軌道整備事業安全管理規程」（以下、「安全管理規程」という。）を制定し、その中で、遵守すべき安全に関する基本的な方針（以下、「基本方針」という。）を定めております。

さらに、基本方針に定める安全に関する取組を具現化するために、「安全重点施策」を毎年度作成し、安全の確保に努めております。

(1) 基本方針

1. 安全第一の意識をもって、一致協力して輸送の安全の確保に努める。
 2. 関係法令及び本規程その他の輸送の安全の確保のための定めをよく理解するとともに、これを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行する。
 3. 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努める。
 4. 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは最も安全と思われる取扱いをする。
 5. 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとる。
 6. 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保する。
 7. 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦する。
- ※ 基本方針は、安全の確保に関する業務の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

(2) 安全重点施策

1. 輸送の安全を確保するために講ずべき措置
 - ① 車両及び軌道施設の確実な維持管理の実施
 - ② 関係職員の研修会の実施
 - ③ 緊急時等における関係者間における連絡体制の堅持
2. 方 策

次の方策により実施するものとする。

 - ① 軌道整備事業者は、軌道整備心得等に基づく点検整備をその能力を有するものに委託して実施し、点検整備の履行については、委託先からの点検記録の提出や聞き取りなどの方法により適宜、確認しながら適切に維持管理を行う。

また、軌道整備事業者は、日頃から委託先との連携を密にし、車両及び軌道施設に関する情報の共有に努める。

- ② 軌道整備事業者は、関係職員の研修を定期的実施し、輸送の安全に関する資質の維持・向上、知識の習得に努める。
- ③ 軌道整備事業者は、関係者に対し、異常時・緊急時における、組織内や軌道運送事業者および所轄官庁等との連絡体制について周知徹底を図るとともに、交通事故防止に向けた必要な対応方策を協議の上、適宜実施する。

3. 実施時期

- ① 車両及び軌道施設は、年間を通じ着実な管理を行う。
- ② 職員研修は、年2回行う。
- ③ 連絡体制は、年度当初や職員研修等の機会に関係職員に周知する。

4. 実施責任者

各項目に実施責任者を定め、施設管理者・車両管理者が統括する。

統括…施設管理者：建設部長（都市計画課長）

車両管理者：建設部長

総括…L R T管理課長（都市計画課長補佐）

- ① 点検整備関係責任者：L R T管理課職員（都市計画課職員）
- ② 研修会責任者：L R T管理課職員（都市計画課職員）
- ③ 連絡体制責任者：L R T管理課職員（都市計画課職員）

※（）カッコ書きは芳賀町

3. 安全管理体制

安全管理体制については、安全管理規程において、市長（町長）をトップとする安全管理体制を構築するとともに、安全統括管理者、施設管理者、車両管理者それぞれの役割及び権限を定め、安全確保に向けた責任分担を明確化しております。

【主な管理者や役割】

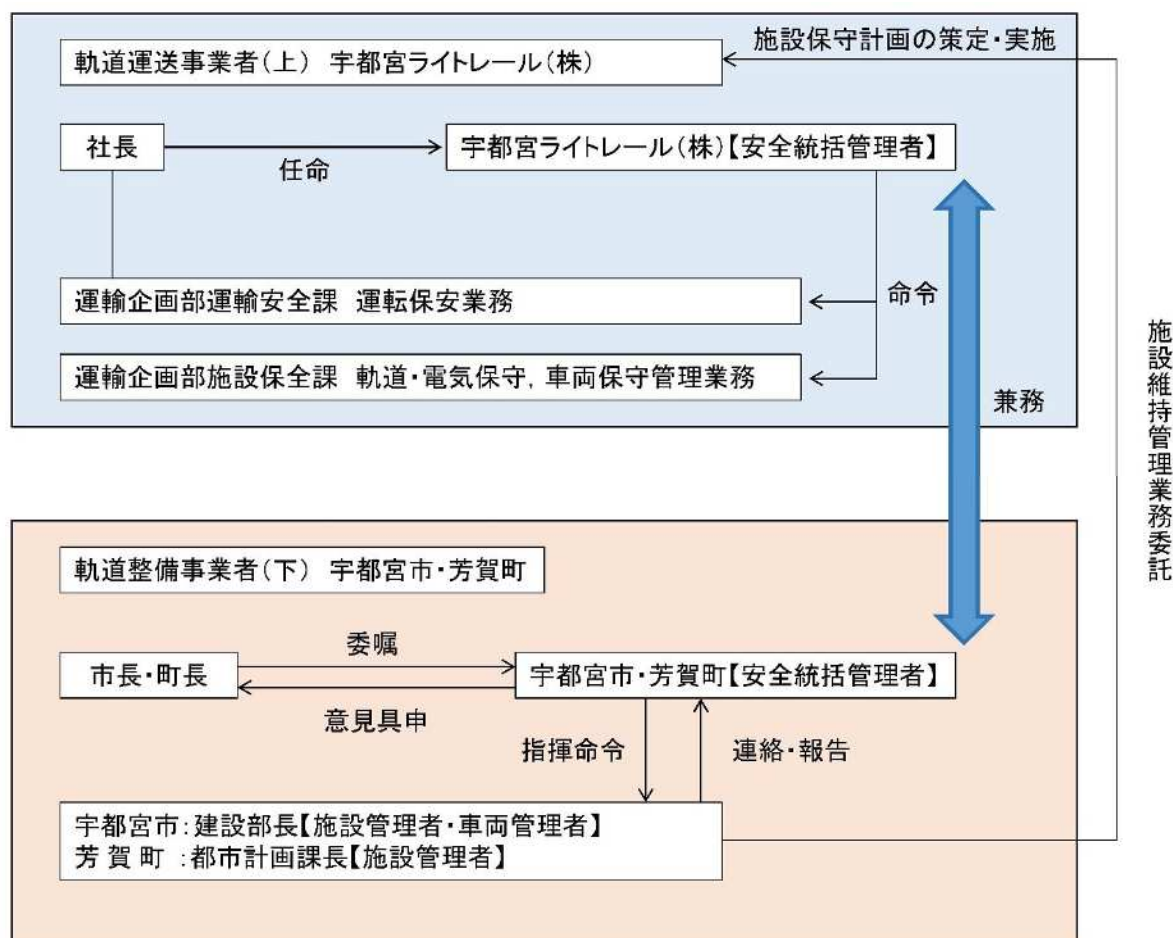
市長（町長）：輸送の安全の確保に関する軌道整備事業者としての最終的な責任を負う。

安全統括管理者：輸送の安全の確保に関する業務を統括する。

施設管理者：安全統括管理者の指揮の下、施設に関する事項を統括する。

車両管理者：安全統括管理者の指揮の下、車両に関する事項を統括する。

(1) 安全管理に関する組織体系図



(2) 安全管理に関する会議体制等

ア 軌道事業連携会議

宇都宮市長，芳賀町長，宇都宮ライトレール株式会社社長及び安全統括管理者等が出席する「軌道事業連携会議」を毎年開催し，軌道事業における輸送の安全の確保及び安全水準の向上について協議・報告を行うなど，事業の安全に関する取組に３者で連携して取り組んでいます。

イ 軌道事業連携会議幹事会

安全統括管理者と施設管理者，車両管理者，運転管理者等が出席する「軌道事業連携会議幹事会」を随時開催し，安全管理部会の検討結果などの共有を行うとともに，事業を進めるにあたり重要な案件について，軌道事業連携会議に附議しています。

ウ 安全管理部会

宇都宮市，芳賀町，宇都宮ライトレール株式会社それぞれの担当者等が出席する「安全管理部会」を毎週開催し，軌道施設や車両の安全に関する取組の進捗状況や情報共有等を行い，日々の安全・安心な運行を確保するために３者の連携を密にして取り組んでいます。

エ 事故・災害等合同対策本部

事故・災害等発生時，宇都宮市・芳賀町・宇都宮ライトレール株式会社で連携して対応する必要がある場合には，合同対策本部を設置することとしています。

オ 応急体制の構築

事故・災害等により，復旧に大型重機や特殊機器等の使用が必要な場合に備え，応急対応事業者と復旧対応に係る協力体制を構築しています。

(3) 運輸安全マネジメント制度への対応

安全管理体制の維持・向上を図るため，運輸安全マネジメント制度の研修会を実施し，国が定める「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」で示されている１４項目の安全管理の取組について具体例を交えて説明を行い，ライトラインの安全・安心な運行の確保に向けて，組織的な安全意識の維持・向上を図りました。

(4) 運輸安全マネジメントサイクルの実践

安全管理の質的向上を図るため、安全重点施策等の計画を「PDCAサイクル」を回していくことで、継続的な改善を行っています。



4. 輸送の安全を確保するための研修等の実施

安全管理体制の維持・改善を図るため、軌道事業に関わる職員を対象とし、運輸安全マネジメント制度の概要や法令、運転取扱心得、安全行動などについての安全教育講習会を開催し、輸送の安全を確保するための知識向上に努めております。

なお、開業に先立つ2023年7月、監督官庁による運輸開始承認検査及び保安監査を受検しました。運行に必要な各種施設・設備の安全状況、安全の維持確保のための保守管理体制の内容、ならびに営業に関する運営体制等に対する細部にわたる検査の結果、合格の判定を受けております。

翌年度以降は、宇都宮市及び芳賀町における内部監査を実施し、安全管理体制の状況や各種安全への取り組みに対するチェック・評価等を行うこととしております。



▲ 運輸開始承認検査及び保安監査の様子

5. 軌道事故等の発生状況

(1) 運転事故

(軌道事故等報告規則に定める、「車両衝突事故」「車両脱線事故」「車両火災事故」「道路障害事故」「人身傷害事故」「物損事故」をいいます。)

- 運転事故に該当する事故発生はありませんでした。

(2) 災害

(地震や暴風雨、豪雪などをいいます。)

- 災害等の発生はありませんでした。

(3) 輸送障害

(運転事故以外で30分以上の遅延または運休のあった場合をいいます)

- 自動車との接触事故、信号故障が発生しております。

～軌道敷内での自動車との接触事故による輸送障害～

- ① 日時：2023年9月1日 午前11時52分頃
場所：清原地区市民センター前停留場付近
影響：約300人
- ② 日時：2023年9月5日 午後0時11分頃
場所：宇都宮駅東口ロータリー付近
影響：約300人
- ③ 日時：2023年9月17日 午後2時45分頃
場所：陽東3丁目交差点付近
影響：約350人
- ④ 日時：2023年10月31日 午後9時36分頃
場所：陽東3丁目交差点付近
影響：約250人
- ⑤ 日時：2023年12月29日 午前6時07分頃
場所：清原工業団地30番地先
影響：約20人

～信号故障による輸送障害～

- ① 日時：2024年3月15日 午後5時27分頃
場所：平石停留場内 軌道信号不良
影響：約970人
- ② 日時：2024年3月21日 午後1時44分頃
場所：グリーンスタジアム前停留場内 軌道信号不良
影響：約190人

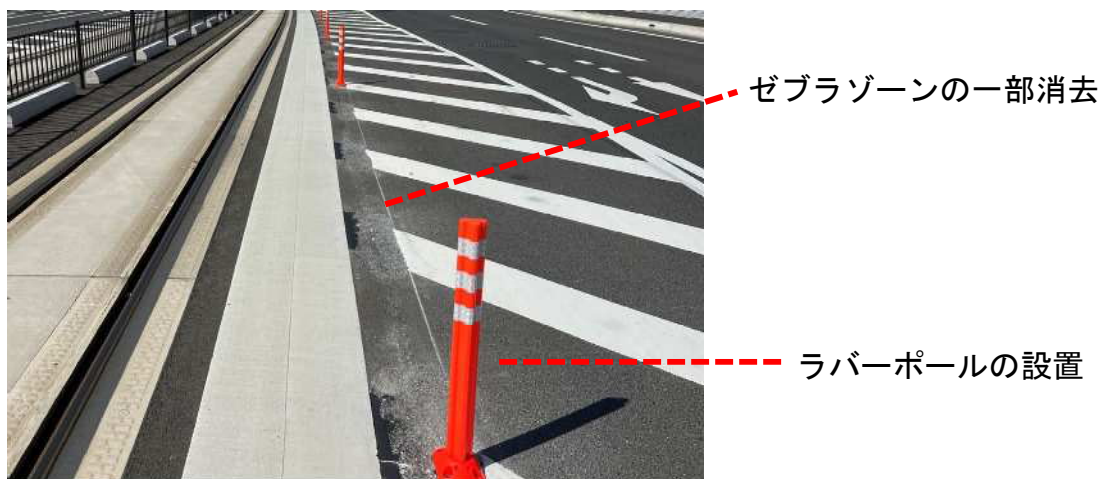
6. 安全対策の徹底のための取組

(1) 交通事故防止対策会議

ライトライン開業以降、自動車の運転手の確認不足などにより、ライトラインと自動車の接触事故が発生していることに伴い、交通管理者である栃木県警察、道路管理者である栃木県、軌道整備事業者である宇都宮市及び芳賀町、軌道運送事業者である宇都宮ライトレール株式会社の5者において、「交通事故防止対策会議」を3回にわたり開催し、再発防止に向けた事故対策の検討を行いました。

これらの検討結果を踏まえ、全線にわたり軌道敷側のゼブラゾーンの一部消去や道路鉾の設置などに取り組んでいくとともに、接触事故が生じた陽東5丁目区間には、早急な対応を行うため、軌道と車道を分離するラバーポールの設置を行うなど、軌道敷内への自動車の誤進入防止対策を実施しております。

○ラバーポールの設置、ゼブラゾーンの一部消去



▲ 陽東5丁目区間の対策工事

(2) ライトラインの維持向上に係る有識者会議

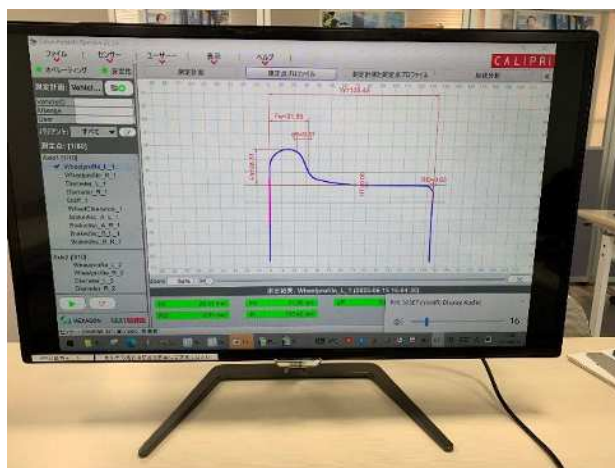
軌道施設や車両については、日々の点検に加え、適宜、レールや車輪の形状等のモニタリングを実施しており、これらのモニタリング状況について、専門的な第三者の視点で評価をいただきながら、より安全で効率的な維持管理手法を確立するため、軌道事業における有識者などで構成する「ライトラインの維持向上に係る有識者会議」を設置しております。



▲ 車輪フランジの測定器具
(厚さと高さ)



▲ レールの測定器具
(頭面と側面)



▲ 非接触式断面形状測定機

7. 交通ルールの普及啓発

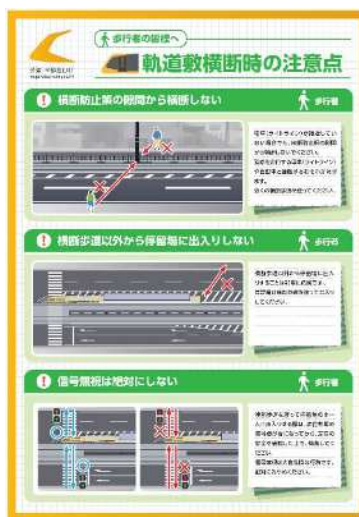
本地域では、自動車中心の生活に加え、路面電車の文化がないことから、市民・町民の皆様にはライトラインのある新しいまちの交通ルールについて、分かりやすく理解促進を図るため、パンフレットやチラシ、交通安全動画などを作成するとともに、広報紙やホームページ、SNSなどの様々な媒体を活用して交通ルールの周知・啓発に努めてまいりました。

○交通ルールパンフレット・周知チラシ

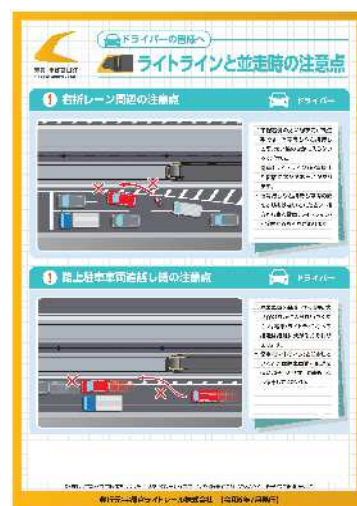
歩行者や自動車・自転車等の利用者に向けて、停留場へ出入りする際の注意点や、ライトライン専用信号機に基づく運転方法などについてまとめたパンフレットや交通ルール周知チラシを作成し、交通ルールの普及啓発に努めました。



▲交通ルールパンフレット



▲交通ルール周知チラシ（歩行者編、ドライバー編）



○LRTの乗り方チラシ

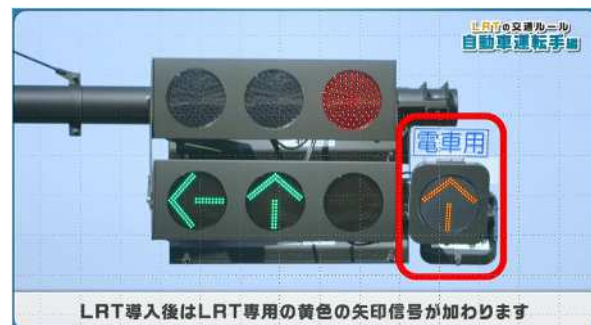
利用者のみなさまがスムーズに乗り降りができるよう、交通系ICカードや現金での乗降方法をお示しするチラシを作成し、公共施設などを通じて配布しました。



▲ライトライン乗り方チラシ（ICカード編、現金編）

○LRTの交通ルール周知動画

歩行者や自動車利用者に向け、軌道のある道路や停留場への出入りなどについて、さらに分かりやすくお示しするため、県警の協力のもと、LRTの交通ルール周知動画を作成し、ホームページや免許センターなど機会を捉えて放送しました。



▲交通ルール周知動画

○交通安全教室等の開催

市内小中学校や各種団体に職員が直接出向き、交通ルールなどについて説明する交通安全教室を開催したほか、実際の車両や停留場を用いたライトライン乗り方教室を開催しました。



▲ライトライン乗り方教室の様子（宇都宮駅東口）

8. ご利用の皆様への安全性・利便性向上に向けた取組

ライトラインをさらに安全・安心かつ便利にご利用いただくため、停留場やライトライン車内など様々なところで、利用者のみなさまの安全性・利便性を高める取組を行っております。

○2列整列乗車に向けた路面標識

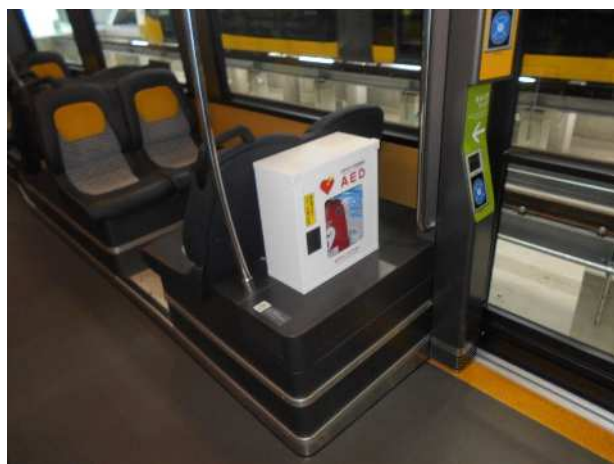
停留場ホームでの雑踏事故の防止を図るため、2列で一定の間隔を空けた整列を促す路面標示を行うとともに、適宜、停留場でのアナウンスを行い、2列整列へのご協力を呼びかけております。



▲2列整列路面標示（宇都宮駅東口）

○ライトライン全17編成等へのAED設置

ライトライン利用中に病気や事故等で突然の心肺停止に陥った場合に利用者への迅速な救命措置を行うため、ライトライン全17編成、宇都宮駅東口停留場内及び車両基地内の合計19箇所にAED（自動体外除細動器）を設置しました。



▲AED設置の様子（ライトライン車内）

○デジタルサイネージの設置

宇都宮駅東口、宇都宮大学陽東キャンパス、清原地区市民センター前停留場その他市有施設において、タッチ操作でライトラインやバスなどの乗換案内や、観光スポット、イベント情報、最新のニュース情報等を表示するデジタルサイネージを設置しております。



▲デジタルサイネージ（宇都宮駅東口）

9. 安全報告書へのお問い合わせ

安全報告書に関するご意見, ご感想はこちらまでお寄せください。

○軌道整備事業や施設管理に関すること

宇都宮市（軌道整備事業者）

ホームページ：

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/kotsu/lrt/1028856/1039263.html>

芳賀町（軌道整備事業者）

ホームページ：

<https://www.town.tochigi-haga.lg.jp/kurashi/sekatsu/kokyokotsu/lrt/anzenhoukokusyo.html>

○軌道運送事業や運送サービスに関すること

宇都宮ライトレール株式会社（軌道運送事業者）

ホームページ：<https://www.miyarail.co.jp/>